

# 宅配便の荷物の紛失について荷受人の運送会社に対する 責任限度額を超える損害賠償請求が信義則に反し許されないとされた事例

能登 真規子

最高裁平成一〇年四月三〇日第一小法廷判決

(平成六年(オ)第七九九号、損害賠償請求、同附帯請求事件、棄却)

判例時報一六四六号一六二頁、判例タイムズ九八〇号一〇二頁、金融商事判例一〇五〇号三三頁

## 【事実の概要】

上告人Xは、貴金属の販売、加工等を目的とする株式会社で  
あるが、平成元年七月六日、顧客Aから請け負ったダイヤモ  
ンド一個及び赤色石一個の枠加工をSに下請させ、右ダイヤモ  
ンド等をSに対して送付した。

Sは、加工を終えた右ダイヤモンド等（以下「本件宝石」と  
いう。）を被上告人Yがペリカン便の名称で取り扱っている宅  
配便の荷物の紛失について荷受人の運送会社に対する責任限  
度額を超える損害賠償請求が信義則に反し許されないとされた事例（能登）

配便を利用して東京都台東区所在のXのもとに送付するため、  
Sを荷送人、Xを荷受人とする運送契約をYとの間に締結し、

平成元年七月二三日、本件宝石を入れて荷造りした箱（以下「本  
件荷物」という。）をYの代理店である千葉県館山市所在のB  
通運株式会社に引き渡した。Yは、宅配便につき、標準宅配便  
約款（昭和六〇年運輸省告示第四〇〇号）に従つた約款（以下  
「本件約款」という。）を定めており、本件約款においては、

運送人が荷物の運送を引き受ける時に、送り状を荷物一個ごとに発行し、これに荷送人はその氏名、荷物の品名及び価格等を、運送人は運賃のほか、損害賠償の額の上限である責任限度額等を、それぞれ記載するものとし（本件約款三条）、Yは、右の責任限度額を三〇万円と定め、送り状の用紙に「お荷物の価格を必ずご記入ください。ペリカン便では三〇万円を超える高価な品物はお引受けいたしません。万一ご出荷されましても損害賠償の責を負いかねます。」との文言を印刷し、また、ダイヤモンドなどの宝石類等は引受けを拒絶することを旨を定め、B通運においてもこの旨を記載した注意書を掲示していた。ところが、荷送人であるSは、送り状の依頼主欄及び届け先欄には所定の事項を記入したが、品名欄及び価格欄には何も記入していなかつた。

なお、Sは、上告人の設立当初から約一六年間にわたつて、主としてXの仕事だけを下請してきたところ、XとSとの間では、互いに宝石を送付するに当たつて各貨物運送業者の宅配便を利用し、XからSに対するものだけでも年間約八〇回に及んでいた。また、SがYの宅配便を利用してXに宝石を送付するのは本件が四回目であり、XもSが本件荷物をYの宅配便を利用して送付することをあらかじめ容認していた。

運送人が荷物の運送を引き受ける時に、送り状を荷物一個ごとに発行し、これに荷送人はその氏名、荷物の品名及び価格等を、運送人は運賃のほか、損害賠償の額の上限である責任限度額等を、それぞれ記載するものとし（本件約款三条）、Yは、右の責任限度額を三〇万円と定め、送り状の用紙に「お荷物の価格を必ずご記入ください。ペリカン便では三〇万円を超える高価な品物はお引受けいたしません。万一ご出荷されましても損害賠償の責を負いかねます。」との文言を印刷し、また、ダイヤモンドなどの宝石類等は引受けを拒絶することを旨を定め、B通運においてもこの旨を記載した注意書を掲示していた。ところが、荷送人であるSは、送り状の依頼主欄及び届け先欄には所定の事項を記入したが、品名欄及び価格欄には何も記入していなかつた。

本件荷物は、B通運が受け付け、Yの千葉支店千葉ターミナル事業所にトラックで運ばれ、同所で仕分けされた後、Yの東京自動車支店東京中央ターミナルに専用車で配送されたが、その後所在が分からなくなつた。本件荷物が紛失した原因は不明である。

Xは、加工の注文をした各所有者に本件宝石を返還することができなくなつたことから、各所有者に対してもその価格の全額、合計三九四万一九〇〇円を賠償した。

本件訴訟において、XはYに対し、（1）本件宝石について各所有者に全額を賠償したことにより、各所有者のYに対する不法行為に基づく損害賠償請求権を取得したことの理由として計三九四万一九〇〇円、（2）Xが取得できなくなつたダイヤモンドの加工代金相当額一五万円、（3）弁護士費用五〇万円の合計四五九万一九〇〇円及び遅延損害金の支払を求めた。

**第一審**（東京地裁平成三年九月二十五日判決、平二（ワ）五三六八号）は、責任限度を定める約款の適用を否定して、以下のように、Xの請求を一部認容した。すなわち、「宅配便においては、これを利用するのは主として一般消費者であり、運送品が宅配便業者の仕分け業務中に紛失した場合において、一般利用者がその紛失の経緯及び宅配便業者の故意又は過失を立証

することは極めて困難であり、その半面、宅配便業者においては、自己の支配領域内で生じた紛失等については、そのシステムを合理化することにより、紛失等を完全に防止することまではでききないとしても、紛失等の経緯を把握した上、これを明らかにすることは必要かつ可能であると考えられることを併せ考えるに、当該紛失がもっぱら宅配便業者の支配領域内で発生したもので、その紛失自体に荷送人又は荷受け人若しくは所有者の責任が認められず、かつ第三者の責任も具体的に推測されないとときは、宅配便業者の重過失が推認され、宅配便業者において、故意又は重過失のないことを立証しない限り、少なくとも重過失があるものとして、その責めに任すべきである」として、本件は宝石類保管者Xに対する運送人Yの不法行為責任（過失相殺六割、損害賠償額一七五万二〇三六円）を認めた。

これに対し、控訴審（東京高裁平成五年一二月二四日判決、平三（ネ）三五二〇号・平四（ネ）四〇一号）は、「運送人に故意又は重過失がある場合はともかく、荷送人については、運送人との間の法律関係を契約法理によつて律するべきであつて、そのかぎりで不法行為に基づく請求権の行使は許されず、商法の右規定や約款の規制の下に契約責任の追求のみが許されると解するのが相当である。そして、このことは、仮に運送契

約の契約当事者でない第三者が運送人の不法行為責任を追求する場合においても、この第三者が右契約当事者と実質的に同視できる者、すなわち、運送人との間に生じる法律関係を契約法理によつて律することを承認していると見られる者である場合には、同様に契約法理の趣旨を類推してこれを律するべきであつて、商法の右規定や約款の規制の趣旨に準拠してその責任の範囲を合理的に確定するのが相当というべきである。」[Yは、標準宅配便約款に従つて運送取扱事項（基準）を定め、引受制限荷物に関する定めを設け、かつ、責任限度額を荷物一個の内容品の価格が三〇万円以内と定めて、ペリカン便を高価品を扱わない運送システムとしていたと認められるが、高価品を引受制限荷物としたものの、右約款第三条の規定の文言からは高価品である旨を送り状伝票に記載するよう荷送人に求めている趣旨が明確であるとはいがたく、一般大衆を顧客とする運送システムとしての宅急便にあつては、むしろYの側で高価品の明示を促すべきであるということができ、Yが高価品の明示のない荷物をペリカン便で運送するよう委託され、これをそのまま明示を促すこともなく引受け、運送の過程でこれを滅失毀損させた場合に、知らずにこれを引き受けたことを理由にYが免責を主張することは信義則上許されないといわねばならない。し

かしながら、右認定の事実に則してみると、ペリカン便の運送システムが前叙のとおりのものである以上、Yにとつてその滅失毀損の損害が三〇万円の範囲を超えて生じることについてこれを予見し或いは結果発生の回避を図ることは困難であつたといふのが相当である。したがつて、本件荷物の紛失の責任については三〇万円を超えてYの不法行為責任を認めるることはできず、三〇万円の範囲内に止まると解するのが相当である」と判示した。

X上告。その理由は、原判決が、①不法行為に基づく損害賠償責任の範囲を契約法理で画そつとしていること、②商法五八一条を適用する際に必要となる運送人の故意・重過失について判断していないこと、③不法行為責任に基づいて賠償されるべき損害の範囲を約款の責任限度額に限定していること、④ダイヤの加工代金（一五万円）を損害賠償額に含めていないことの四点であった。

### 【判旨】

上告棄却

「本件の事実関係の下においては、上告人が被上告人に対し本件運送契約上の責任限度額である三〇万円を超えて損害賠償

を請求することは、信義則に反し、許されないものと解するの  
が相当である。その理由は、次のとおりである。

1 宅配便は、低額な運賃によつて大量の小口の荷物を迅速に配達することを目的とした貨物運送であつて、その利用者に對し多くの利便をもたらしているものである。宅配便を取り扱う貨物運送業者に対し、安全、確実かつ迅速に荷物を運送することが要請されることはいうまでもないが、宅配便が有する右の特質からすると、利用者がその利用について一定の制約を受けることもやむを得ないところであつて、貨物運送業者が一定額以上の高価な荷物を引き受けないこととし、仮に引き受けた荷物が運送途上において滅失又は毀損したとしても、故意又は重過失がない限り、その賠償額をあらかじめ定めた責任限度額に限定することは、運賃を可能な限り低い額にとどめて宅配便を運営していく上で合理的なものであると解される。

2 右の趣旨からすれば、責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用されるものと解するのが当事者の合理的な意思に合致するというべきである。けだし、そのように解さないと、損害賠償の額を責任限度額の範囲内に限つた趣旨が没却されることになるからであり、

また、そのように解しても、運送人の故意又は重大な過失によつて荷物が滅失又は毀損した場合には運送人はそれによつて生じた一切の損害を賠償しなければならないのであって（本件約款二五条六項）、荷送人に不当な不利益をもたらすことにはならないからである。そして、右の宅配便が有する特質及び責任限度額を定めた趣旨並びに本件約款二五条三項<sup>(1)</sup>において、荷物の滅失又は毀損があつたときの運送人の損害賠償の額につき荷受人に生じた事情をも考慮していることに照らせば、荷受人も、少なくとも宅配便によつて荷物が運送されることを容認していだなどの事情が存するときは、信義則上、責任限度額を超えて運送人に対して損害の賠償を求めるることは許されないと解するものが相当である。

3 ところで、本件の事実関係によれば、本件荷物の荷受人であるXは、品名及び価格を正確に示すときはY又はその他の貨物運送業者が取り扱つてゐる宅配便を利用することができることを知りながら、Sとの間で長年にわたつて頻繁に宅配便を利用して宝石類を送付し合つてきたものであつて、本件荷物についても、單にこれが宅配便によつて運送されることを認識していたにとどまらず、SがYの宅配便を利用することを容認していたというのである。このように低額な運賃により宝石類

を送付し合うことによつて利益を享受していだXが、本件荷物の紛失を理由としてYに対し責任限度額を超える損害の賠償を請求することは、信義則に反し、許されないというべきである。

4 以上に検討したところによれば、XのYに対する損害賠償の請求は、一個の荷物の紛失を理由とする以上、責任限度額である三〇万円の限度において認容すべきものであるとした原審の判断は、是認するに足り、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし本件に適切でない。論旨は採用することができない。」

### 【研究】

#### 一 はじめに

本判決は、宅配便に関し、価格が明告されていなかつた高価な荷物の紛失につき、荷受人による運送業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めつつ、その賠償額は標準宅配便約款に従つた運送業者独自の約款に定められた責任限度額である三〇万円に限定されたとした原審の判断を、信義則を根拠として是認したものである。

最高裁は、判旨1の部分で、引き受けた荷物が滅失又は毀損した場合の賠償額を責任限度額としてあらかじめ定めておくこ

とは宅配便を運営していくうえで合理的なものであるとし、2の部分で、運送人の荷送人に対する責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけなく、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用されるものと解するのが当事者の合理的な意思に合致すると述べている。そして、それらを前提に、本件事実関係のもとでは、荷受人も運送人に對し約款の責任限度額を超える損害の賠償を請求することは、信義則に反し、許されないと判示する。

そこで、本判決を根拠に、運送人の損害賠償責任は約款の責任限度においてのみ認められるとの一般論が導かれることが考えられる。<sup>(2)</sup>しかしながら、以下で詳しく検討するように、本判決は、すべての第三者に対しても約款規定が適用されると述べたものではなく、宅配便契約の性質に加えて、本来ならば宅配便を利用できないことを知りながら本件荷受人が長年にわたって頻繁に宅配便を利用してきたことなどの事情を考慮した結果、信義則上、運送人の損害賠償額を約款の定める責任限度額に制限したものであるから、一種の事例判決であると理解するべきであろう。<sup>(3)</sup>

以下では、約款において定められた責任限度額の規定の効力、運送人の損害賠償責任に関する規定と裁判例、運送契約に

関する事例における証明責任、損害賠償額の算定という順に問題点を検討していくことにする。

## 二 責任限度額の規定の効力

本件訴訟の当事者は荷受人と運送人であるが、運送契約の当事者は荷送人と運送人であつて、荷受人は本件運送契約について当事者ではない。しかし、荷受人は「契約当事者と実質的に同視できる者」であるとしてその契約による規律を受ける可能性があり、現に本件控訴審はそのように判断していた。

また、荷受人が契約当事者ではなく、本件訴訟において荷受人が行使している請求権が不法行為に基づく損害賠償請求権であつたとしても、運送契約において運送人の負うべき損害賠償責任が限定されている場合に発生した損害についての損害賠償請求に関しては、契約による規律が及び、約款の適用があるとされる可能性もある。

これらはいわゆる請求権競合問題であると考えられる。<sup>(4)</sup>なぜなら、第一に、契約当事者の間において契約責任と不法行為責はどのような関係にあるかが問題となり、第二に、第一の問題を拡張して、契約当事者以外の第三者との関係で契約当事者間において生じると同じ結論が導かれるのかどうかが問題と

なるからである。

## 1 契約当事者間における契約責任と不法行為責任との関係

従来、判例は請求権の競合を認める立場をとってきたといわれるが<sup>(5)</sup>、多くの判例の導き出した結論に至るためには、請求権競合説に依拠することが必要不可欠であるというわけではない。<sup>(6)</sup>また、請求権競合説そのものの内容が論者によつて異なつてゐるという問題もある。<sup>(7)</sup>請求権競合説という場合、単純には二つの請求権が相互に独立しており無関係であることが思い起

こされるが、本判決は、運送品の滅失または毀損について運送人の故意または重過失がない限り責任限度額の定めは運送人の荷送人に対する不法行為に基づく責任にも適用されるとしている。契約当事者間での契約によって定められた免責は不法行為責任の成否にも影響を及ぼすという本判決の考え方は、契約責任と不法行為責任は常に独立無関係であるという最も純粹なかたちの請求権競合説に合致するものではない。<sup>(8)</sup>

本判決の考え方によれば、運送人に故意または重過失がある場合には契約責任が免責・限定される場合であつても不法行為責任は独立無関係に認められる可能性があるが、運送人に故意も重過失もない場合には契約責任が免責・限定されるばかりで

なく不法行為責任も免責・限定される。結局、運送人に故意または重過失がない以上、運送人の損害賠償責任は約款に定められた程度で足りるということである。ここでは、問題となる約款が合理的なものであることが前提とされているが、本来は、不合理な約款の適用回避への配慮も必要であつたと考えられるであろう。

## 2 契約当事者以外の者への拡張

契約当事者間での契約責任と不法行為責任との関係を本判決のように解する場合、損害賠償を請求する者が契約当事者であるか否かが重要な問題になる。原則的に、契約責任は契約当事者の間でしか問題にならないからである。

原判決は、「運送契約の契約当事者でない第三者が運送人の不法行為責任を追求する場合においても、この第三者が右契約当事者と実質的に同視できる者、すなわち、運送人との間に生じる法律関係を契約法理によって律することを承認していると見られる者」については契約法理によって規律されることが妥当であるとしている。

本判決は、契約当事者ではない荷受け人に対して契約法理による規律が及ぶことを、原判決ほど明白に示していない。ただ、

本件荷受人については、信義則上、契約規範による規律を受けとの同じ結果になるとするのみである。したがつて、本判決からは、荷受人やその他の第三者に対して、一般的に、約款における責任限度額の規定が適用されたものとは解されない。

### 三 運送人の損害賠償責任に関する規定と裁判例

本判決が示したように、運送人に故意または重過失がないときには契約責任が免責・限定される以上、不法行為責任も免責・限定されるという考え方を採用する場合には、必然的に、運送人の故意・重過失の有無によって損害賠償額が契約上の責任限度額に限定されるのか否かが決まることになる。

また、契約法理による規律を受ける人的範囲をどのように考えるかによって結論が異なってくるので、それも併せて検討する必要がある。

すでに紹介したように、第一審判決は運送人の重過失を認めたが、原判決ならびに本判決では運送人の重過失は認められていない。また、荷受人が契約法理の規律を受けるか否かについて、第一審判決はそれを否定し、原判決は荷受人が契約当事者と同視しうる者であるとして肯定した。本判決は、原判決ほど直接的ではなく、信義則を用いることによつて不法行為に基づいていた。

づく損害賠償請求でありながら結果的に契約法理による規律がなされた場合と同じ結論を導いている。

#### 1 契約に基づく損害賠償責任

まず、宅配便約款と商法において、運送人の損害賠償責任がどのように定められているか確認しておこう。

##### A 宅配便約款

標準宅配便約款二二条は、原則としては、運送人が「注意を怠らなかつたことを証明しない限り」損害賠償責任を負うと定めている。

しかししながら、これに併せて免責事由も定められている。たとえば、約款二二条八号では、「荷送人が記載すべき送り状の記載事項の過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失」がある場合には、荷物の滅失、毀損、遅延によつて損害が生じても、運送人はそれについて損害賠償責任を負わないとされ、約款二二条では、現金、有価証券、宝石、貴金属などの高価品、火薬などの危険品といった引受け制限荷物については、「当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません」と定められている。

また、運送人が損害賠償責任を負う場合であっても、あらかじめ損害賠償の責任限度額が決められている（約款二十五条）。本件では、引受荷物の最高価額が三〇万円とされていることから損害賠償の責任限度額も最高三〇万円と決められていた。

#### B 商法

商法の規定によれば、運送人は自己もしくは運取扱人またはその使用者その他運送のため使用した者が運送品の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明するのでなければ、運送人の滅失、毀損または延着について損害賠償の責任を免れることができないとされるが（商五七七条）、貨幣、有価証券その他の高価品については、その種類と価額の明告がなければ運送人の損害賠償責任は認められない（商五七八条）。

しかしながら、運送人の悪意または重大なる過失によって運送品が滅失、毀損、または延着したときは、運送人は一切の損害を賠償する責めに任ずる（商五八一条）と定められているため、高価品の場合であっても、運送人に悪意・重過失があるときには、一切の損害につき損害賠償責任が認められるものと解しうる。

#### 2 不法行為に基づく損害賠償責任

民法七〇九条は、故意または過失によって他人の権利を侵害した場合には、加害者に、侵害によって生じた損害を賠償する責任を負わせるものとする。

契約に基づく損害賠償責任が追及できる場合に、不法行為責任に基づく損害賠償責任が追及できるか否かが問題とされるが、民法七〇九条自体は当事者が契約関係にないことや加害者に故意・重過失があることを要件とするものではない。

#### 3 裁判例

運送品の滅失・毀損による運送人の損害賠償責任について、裁判例の理論構成は統一的であるとはいえない。

裁判例には、運送人に重過失が認められない以上、たとえ軽過失が認められるとしても、契約責任とともに不法行為責任も否定するものがある。<sup>[6]</sup>契約責任と無関係に不法行為責任の成立を認めると、契約の約款や商法の免責規定の意味がなくなるということが根拠にされている。

これに対し、不法行為責任を認める裁判例は、契約責任とは無関係に不法行為責任の成否を判断するものと、運送人に重過失があるために契約規範の影響を受けず不法行為が成立すると

判断するものとに分かれている。<sup>(41)</sup>

なお、運送人の重過失に基づいて損害賠償請求を行う場合、  
基本的には、運送人の重過失は被害者が証明しなくてはならないとされているが、近年の裁判例では、運送人の重過失をも推認するものが登場している。<sup>(42)</sup>この問題は証明責任の問題と関連するので、項を改めて論じることにする。

#### 4 小括

請求権競合論においてどの説に依拠しようとも、結論として運送人の責任の範囲は、判例上は統一されていくであろうといわれている。<sup>(43)</sup>これは、裁判例の傾向、すなわち、運送人に重過失がある場合には、商法五七八条の適用も責任減免約款の適用も否定して契約責任は否定しつつ不法行為責任を認め、運送人

の、結果の妥当性を確保しようとする姿勢は評価できるもの、この考え方には賛成できない。

私見は、契約責任と不法行為責任は、原則として特別法・一般法の関係ではなく、どちらの責任に基づく損害賠償請求でも考へることができるが、最終的に被害者に認められるのは加害者にとってより重い、どちらか一方の責任のみに基づく損害賠償請求だけであるというものである。<sup>(44)</sup>この考え方は、契約責任と不法行為責任が原則として特別法・一般法の関係ないと考える点では請求権競合説と同じであるが、請求権競合説の利点であるといわれるよう前に請求者の有利に請求権を選択できるといふのではなく、加害者は引き起こした損害を最大限賠償しなくてはならないという発想に立つており、従来の学説と異なっている。

本件の場合にも、本判決のような迂遠な構成、すなわち、運送人に重過失が認められない以上、運送人は相手方が契約当事者であったならば契約の責任限度額内でしか責任を負わないのであるから、信義則上、不法行為に基づく損害賠償責任についてもその限度内でしか責任を負わないというように処理すべきではなく、当事者の一方が契約当事者ではない以上、契約責任は問題にすることなく、ただ、不法行為責任が成立するかど

うかをまず判断し、契約の性質など一切の事情は損害賠償額を決定する際に考慮することで足りたのではないかと考える。

#### 四 証明責任

本判決は、一般論として、運送人の故意または重過失によらずに荷物の滅失、毀損、遅延が生じたときには、「責任限度額の定めは、運送人の荷送人にに対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用される」と説く。しかし、これとは反対に、運送人の故意または重過失によって運送品の滅失、毀損、遅延が生じたときには、契約責任によっても不法行為責任によつても、因果関係の判断（過失相殺）の問題は別として、一切の損害が賠償されることになるはずである。

本件では契約責任は追及されておらず不法行為責任のみが追及されているのであるが、本判決のような考え方をする場合は、一般的に、運送人の故意・重過失の有無が特に重要な問題になつてくる。

ところで、重過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを

見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」とされている。従来の裁判例は、著しい義務違反があつたと認ることによって運送人に損害賠償責任を負わせ、あるいは、そのような義務違反がなかつたとして損害賠償責任を否定してきた。そして、このような法的処理を行う際には、その運送人の重過失の証明責任を負うのはもっぱら被害者であるとされてきた。先に紹介したように「重過失があつたものと推認する」と判断する裁判例も見られるが、軽過失だけでなく重過失まで推認することに対しても抵抗も強い。

しかし、とりわけ運送契約における荷物の滅失事故について、運送人に故意・重過失がない以上、契約責任は免責され、不法行為責任はそもそも問題にならないとして、常に、運送人はあらかじめ定められた限度でしか損害賠償責任を負わないと考えることには問題があるようと思われる。しかも、運送中の荷物の滅失事故に関して被害者が運送人の重過失を証明することは実際にはまずありえず、このような場合にも運送人の故意・重過失について被害者に証明責任を負わせることは、運送人の免責を前提にしたものとしか思われない。

個々の運送に関与した人を特定しやすく、その際にどのよう

代の運送では、ターミナルでの処理など多くの部分が機械化され、また、一つの荷物であつてもその運送過程には多くの人が関わつており、誰にどのような義務を負わせるべきであったのかを確定することは困難である。被害者が、その義務の違反、さらには重過失になるような違反を証明することは不可能に近い。

運送人が損害賠償責任を負うのは重過失が認められる場合に限るという枠組の下では、重過失の証明責任を被害者に負わせるのは妥当ではないように思われる。荷物の滅失によって損害は現に発生しているのであり、その荷物が運送過程のどこでどのように失われたのかについて全く明らかにされないから運送人が免責されるというのでは、運送人はすべての記録を隠匿することによって運送事故による損害賠償責任を免れることになつてしまいかねないからである。証明責任の分配は、機械的になされるべきではなく、公平の観点に基づき<sup>(24)</sup>、真実の発見を促進する方向でなさるべきである。ましてや、真実を隠蔽することによって利益を得ることを助長するようなものであつてはならない。運送契約のように、証拠が運送人の側にのみ偏在し、権利主張者にその主張に必要な事実・証拠を把握しにくい事情があるような場合には、必要な証拠方法をより利用しやすい地

位にある当事者である運送人がその事実の証明責任を負うのが公平であると考えられよう。

「およそ運送を業とするものは運送を委託された運送品を受け取つてからその引渡しを了するまで善良な管理者の注意をもつてこれを保管する義務がある」と考えられるのであるから、引き受けた荷物を滅失させて損害を発生させた以上、運送人に損害賠償責任があるとしなくてはならないのではないだろうか。

したがつて、荷物を紛失した運送人は、因果関係の問題は残るもの、重過失が認定されれば一切の損害を賠償するという非常に重い責任を負わなくてはならないことになる。確かに、このような考え方は運送人の「合理的な意思」に合致しないかもしれないが、本判決のように運送人が損害賠償責任を負うのは重過失が認められる場合に限るとするならば、契約の性質に鑑みて、運送品が滅失して損害が発生している以上、免責事由が存在しないこと(重過失を含む過失があること)が推定され、免責事由(重過失がないこと、過失が免責されるべきものであること)はすべて債務者である運送人が証明しなくてはならぬといふところまで考えるべきではないだろうか。

高価品の種類と価額の明告がなかつた場合の商法上の免責にせよ、個別契約または約款による免責にせよ、免責は、運送人

宅配便の荷物の紛失について荷受け人の運送会社に対する責任限度額を超える損害賠償請求が信義則に反し許されないとされた事例（能登）

が免責事由を証明することに成功した場合にのみ認められるべきである。荷物を滅失したとしても運送人は原則として損害賠償責任を負わないが、被害者が運送人の故意または重過失を証明できたときだけ例外的に免責が許されず損害賠償責任を負うとするべきではないであろう。

このように考えるならば、運送人は、自らの行為や事情が損害賠償責任を限定する免責事由を証明することができない以上は、契約に基づいて損害賠償責任を負うことになる。つまり、運送人が運送人自身に重過失のないことを証明することができなかつた場合には、因果関係（過失相殺）の問題を考慮したうえで、一切の損害賠償責任を負うことになるが、無過失の証明に失敗したに過ぎない場合には、その過失が免責事由に該当する程度のものであることを示すことができれば、全く損害賠償責任を負わないということもありうる。もちろん、無過失の証明ができれば、運送人が損害賠償責任を負うことではなくなる。

本件は不法行為責任が追及された事例であるが、私見によれば、契約当事者である荷送人が契約責任を追及していた場合についても、表1に示したように、運送人の軽過失さえ認められれば損害賠償請求が認められる余地もあつたものと考えられる。本判決は運送人の重過失を否定しているが、本件について

表1 運送契約（契約責任）における証明責任

証明責任	証明主題		法律効果
荷送人	故意	故意の証明成功 →故意	運送人は（因果関係のある）一切の損害を賠償する責任を負う
運送人	免責事由	過失がないことの証明成功 →無過失	運送人は損害賠償責任を負わない
		過失がないことの証明失敗 + 重過失がないことの証明成功 →軽過失	軽過失が免責事由に該当するものであれば、運送人は損害賠償責任を負わない
		重過失がないことの証明失敗 →重過失	軽過失が免責事由に該当するものでなければ、運送人は損害賠償責任を負う

は、運送人に一定の損害賠償責任を認めるために運送人の重過失が必要不可欠であったというわけではない。もつとも、運送者に重過失がないとの本判決の認定は、重過失の証明責任が被害者にあることが前提にされており、本件の場合、結論には影響しないと思われるが、証明責任は公平の観点に基づき真実の発見を促進する方向でなされねばならないと考える以上、問題があろう。

なお、不法行為責任については、加害者の故意・過失は、原則として被害者が証明しなくてはならないが、本件のような運送品の滅失の場合には、証明責任の転換が行われて加害者である運送人の過失が推認されるべきであろう。重過失まで推認することはできないとする意見もあるが、軽過失と重過失の区別が問題になるのは契約責任の場合であり、そもそも不法行為責任の追及は運送人に故意または重過失がある場合に限られないのでないかと考える。

契約によって損害賠償額に限度が設けられている場合に不法行為責任の追及を認めたとしても、必ずしも不合理であるとはいえない。なぜなら、契約責任の追及とは別に不法行為責任の追及を認めることは、常に合理的であるとは限らない約款規定に直接的に規律されることなく、事案に即して、独自に、妥当

な結論を導くことを可能にするからである。

## 五 損害賠償額の算定

標準宅配便約款二五条（損害賠償の額）は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格を送り状に記載された責任限度額の範囲内で賠償する旨を定めている。そして、実際にも、それぞれの宅配便業者が損害賠償制度を設けており、たとえば、引き受けける荷物の最高価額を三〇万円とする業者では、荷物一個につき最高三〇万円まで補償する制度を設けている。

したがって、宅配便に関して訴訟問題となるのは、多くは、高価品・貴重品や易損品など、宅配便業者が宅配便によつて運送されることを予定していない物の場合だということになるであろう。しかし、このような場合に不法行為責任の追及を認めることができ、予定外の宅配便利用を行つた者に、より高額の賠償金を得させるとは限らない。<sup>23)</sup>

本判決は、荷受人が宅配便を利用して低額な運賃で宝石類を送付し合うことによつて利益を享受していたという事情などかいえないと認めた。なぜなら、契約責任の追及とは別に不法行為責任の追及を認めることは、常に合理的であるとは限らない約款規定に直接的に規律されることなく、事案に即して、独自に、妥当

宅配便の荷物の紛失について荷受け人の運送会社に対する責任限度額を超える損害賠償請求が信義則に反し許されないとされた事例（能登）

り、そのような宅配便の性質からすると「利用者がその利用について一定の制約を受けることもやむを得ないところであつて、・・・故意又は重大過失がない限り、その賠償額をあらかじめ定めた責任限度額に限定することは、運賃を可能な限り低い額にとどめて宅配便を運営していく上で合理的なものである」という理由からである。

引受荷物の価格の限度を三〇万円と設定し、責任限度額はそれに対応して決定されているので、本判決も述べるよう、本件の場合、責任限度額の定めは合理的なものであつたと考えられよう。しかし、この合理的な責任限度額を不法行為責任にも反映させるためには、直接、免責約款が不法行為責任にも適用されると構成する必要はないようと思われる。この合理的な責任限度額は、引受荷物の限度額と表裏一体になつてゐることから、損害賠償請求者が契約当事者であるか否かに関わらず、不法行為に基づく損害賠償の範囲を決するにあたつて、中身を知らされていない荷物の紛失により生じる通常損害として考慮されたものと解することはできないであろうか。

このように、約款で定められた責任限度額が不法行為責任に対しても直接的に影響を及ぼす、すなわち、不法行為責任に付いても免責約款が適用されると考えなくとも、不法行為責任を

追及する場合に契約で予定されていた範囲と同じ範囲（通常損害の範囲）で運送人の損害賠償責任を認めることは可能であろう。しかも、このように考えるならば、宅配便であるから損害賠償は常に約款で定められた責任限度額の範囲でしか認められないという場合にはならない。つまり、不合理な約款は適用する必要がないし、さらに、場合によつては、予見された特別事情損害の賠償を認める余地

表2 運送人の損害賠償の範囲

	無過失	軽過失	重過失	故意
契約責任	なし (全額免責)	責任限度額 (それ以上は免責) 通常損害 (それ以上は免責) 予見された特別事情損害 (それ以上は免責)	責任限度額の適用なし 予見されたとみなされる特別事情損害	
			特別事情損害	
不法行為責任	無過失	過失		故意
	なし (全額免責)	通常損害 (それ以上は免責) 予見された特別事情損害 (それ以上は免責)		特別事情損害

をも残すことができると思われる。

## 六 おりに

本判決は、不法行為責任が追及された事件でありながら、運送人に重過失があつたかどうかを問題にし、信義則を根拠に約款の責任限度内で損害賠償責任を認めたものであつた。

本判決の結論は妥当であるとして評価できるものの、理論構成には賛成できない。本件事案では、当事者の一方が契約当事者ではなく、契約当事者と同視されたわけでもないのであるから、契約責任は直接的に問題にすることなく、不法行為責任が成立するかどうかを検討し、宅配便の性質や本件の荷送人、荷受人の宅配便利用に関連する事情は賠償額を決定する際に考慮するだけでよかつたのではないだろうか。

本件は荷受人が不法行為に基づく所有者の損害賠償請求権を行使して運送人の責任を追及したものであり、本判決は運送人の損害賠償責任を三〇万円の限度で認めたが、その請求が不法行為に基づく損害賠償請求である限り、運送人が最終的に負うべき責任は、損害賠償の請求者が荷送人であるか、荷受人であるか、所有者であるかに関わらず、結局、同一になつたと思われる。所有者が運送人に対して損害賠償の請求を行つた場合で

も、運送人は一時的に被害者である所有者に全額の賠償をすることになるかもしれないが、三〇万円を超える部分については、最終的には、荷送人や荷受人に対しても、相応の額については求償することが認められるはずだからである。

これに對して、契約に基づく荷送人の損害賠償請求権が行使されていた場合には、異なる結論が導かれる余地もあつたと考える。すなわち、運送人が荷物滅失の経緯について何も明らかにせず、免責事由の證明が不十分であるとされて重過失が認定された場合には、因果関係の判断を加えた後、一切の損害について賠償責任を負うということもありえたのではないかということがある。

また、本件では明らかにされていないが、たとえば、約款では引き受けないと定められている荷物が運送人側の明示・默示の了解のうえ運送されていたような場合には、約款と実態との間に乖離が発生しており、約款による運送人の免責を容易に認める必要はないと解される。この場合には、約款における責任限度額は適用されず、実態に即して、通常損害の賠償、特別事情に基づく損害の賠償が認められることになるのではないだろうか。

本件に関しては、以下の判例評釈がある。

石井吉也〔東京地判平三・九・二五〕

私法判例リマーカス六号一九九三〔上〕一〇七頁。

大橋敏道〔東京地判平三・九・二五〕

ジュリスト一〇八二号一八五頁。

石原全〔東京高判平五・一二・二四〕

判例時報一五〇六号二二二頁（判例評論四三〇号五九頁）。

小柿徳武〔東京高判平五・一二・二四〕

商事法務四七九号九七頁。

野口恵三〔東京高判平五・一二・二四〕

NBL五五一号六八頁。

落合誠一〔最判平成一〇・四・三〇〕

ジュリスト臨時増刊一一五七号一〇八頁。

奥田昌道〔最判平成一〇・四・三〇〕

判例時報一六六一号一九七頁（判例評論四八一號三五頁）。

（3） 奥田昌道・判例時報一六六一号一九七頁（判例評論四八一號三五頁）。

（4） 石井吉也・私法判例リマーカス六号一〇九頁、大橋敏道・ジュリスト一〇八二号一八六頁は、請求権競合の問題であると考えることに否定的であるようだが、本件も広い意味ではなお請求権競合に関する議論の範囲に含まれるだろう。

（5） 請求権競合説に立つ判例としてしばしば取り上げられるものに、大連判明治四五・三・二三民録一八輯三一五頁、大連判大正七・五・一八民録二四輯九七六頁、大判大正一五・二・二三民集五卷一〇四頁、最判昭和三八・一一・五民集一七卷一号一五一〇頁、最判昭和四四・一〇・一七判例時報

二項の規定にかかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。

（2） 落合誠一・ジュリスト臨時増刊一一五七号一〇八頁は、「荷送人と運送人との関係においては、契約上の合意又は商法の運送人の債務不履行責任規定は基本的に不法行為責任にも及ぼすのが妥当」であるとする。この考え方によれば、運送契約上の規定の効力が損害賠償請求者に及ぶか否かによつて、運送人の損害賠償責任が責任限度額に限定されるか否かが決まることになるであろう。

（1） 標準宅配便約款二五条（損害賠償の額）三項 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受け人に著しい損害が生じることが明白であると認められるときは、前

- 五七五号七一頁、最判昭和五五・三・二五判例時報九六七号  
六一頁などがある。
- (6) 指稿「契約責任と不法行為責任の競合問題（二）（二・完）」  
法政論集一七五号（一九九八年）一〇五頁以下、一七六号（一  
九九八年）三五五頁以下。
- (7) いわゆる請求権競合に関する学説については、指稿「契約  
責任と不法行為責任の競合問題（二）（二・完）」法政論集一  
七五号（一九九八年）一三三頁以下の他、大久保邦彦「請求  
権競合」「新・現代損害賠償法講座1総論」日本評論社（一  
九九七年）一九九頁以下参照。
- (8) 本判決が独立無関係な請求権の競合を認めなかつた点に注  
目するものとして、落合誠一・注2)一〇八頁。
- (9) 標準宅配便約款二一条（責任と誓証） 当店は、自己又は  
使用者その他運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡  
し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しな  
い限り、荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責  
任を負ひます。
- (10) 大阪地判昭和三〇・六・一判時六五号二二頁（高級ちりめ  
ん）、東京地判昭和四一・一・一二下民一七卷一・二号七頁  
(合成樹脂)、東京地判昭和四一・五・三一下民一七卷五・

六号四三五頁（現金入り手提げカバン）がある。

- (11) 運送人に過失があるとして不法行為責任を認める裁判例  
には、大判大正一五・二・二三民集五卷一〇四頁（羽織紐）、  
最三判昭和三八・一一・五民集一七卷二二号一五一〇頁（發  
掘金属類）、東京高判昭和四二・一〇・三一下民一八卷九・  
一〇号一六八頁（合成樹脂）、最二判昭和四四・一〇・一七  
判時五七五号七一頁（合成樹脂）、東京地判昭和五七・五・  
二五判時一〇四三号二二頁（有価証券／静岡駅）、東京地判  
昭和五九・一・三一判時一一四号一九頁（有価証券／広島  
駅）、東京高判昭和六〇・三・二五判タ五五三号二三八頁（有  
価証券／広島駅）、東京地判平成元・二・二八金融商事八一  
九号一八頁（現金、ゴルフバッグ等）、神戸地判平成二・七・  
二四判時一三八一号八一頁（フロッピーディスク）、東京高  
判平成五・一二・二四〔本件控訴審判決〕判時一四九一号一  
三五頁（宝石）がある。
- さらに、運送人に過失があるとしたうえで不法行為責任  
を認めるものには、東京高判五四・九・二五判時九四四号一  
〇六頁（ダイヤモンド等）、最三判昭和五五・三・二五判時  
九六七号六一頁（ダイヤモンド等）、東京地判平成二・三・  
二八判時一三五三号一一九頁（藤田嗣治のデッサン）、東京

地判平成三・九・二五〔本件第一審判決〕判時一四三二号

三七貢（宝石）がある。

石井吉也・注(4)一一〇頁、大橋敏道・注(4)一八五頁。

本件第一審判決の他  
契約責任を認めた東京地判平成元年

新堂幸司「新民事訴訟法」 弘文堂（一九九八年）四八九頁  
新堂幸司・注<sup>(20)</sup>四九一～四九二頁。

の重過失が推認されている。しかしながら、大阪地判平成三・

東京地判昭和六三下民一卷三号七頁（衣類）

履行あるいは不法行為に基づいて損害賠償の請求されたが、

石原全・判例時報一五〇六号二六頁二二頁〔判例評論四三〇号五九頁〕は、「損害額の予見ないしは結果発生回避

または重過失の推認まではできないとし、送り状に記載され

可能性如何によつては、損害賠償額は巨額となりえ、条項を定めた意味及びその趣旨による規制ということが無視されて

小林量「運送人の責任」『現代企業取引法』（田邊光政先生）

して、運送人に故意・重過失がない場合には「約款が不法行為」として、責任額制限条項が不当でないことを前提とします

注(6)参照。

**刑法五四条** 一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等

の処理)一項  
一個の行為が二個以上の罪名に触れる時は犯

は、その最も重ハ刑により処断する。

避できる」となるという懸念が紹介されている。

し、失火責任に関する判決である。

大判大正八・三・三・民録二五輯四八九頁など。